

令和4年第2回菊池市教育委員会会議録

日時 令和4年2月21日（月）午後1時30分
場所 キクロス大研修室
出席者

教育長	音光寺 以 章
教育長職務代理者	森 智保美
教育委員	生 田 博 隆
教育委員	渡 邊 和 雄
教育委員	増 永 幸一郎
教育委員	城 聡 子
教育部長	木 下 徳 幸
教育審議員	久 保 敦 嗣
学校教育課長	村 田 義 喜
生涯学習課長	古 庄 和 彦
社会体育課長	倉 原 桂 一
学校給食管理室長	富 田 信 幸
菊池市公民館副館長	吉 川 良 二
菊池市中央図書館長	安 永 秀 樹
学校教育課指導主事	長 尾 浩 史
学校教育課指導主事	木 村 誠 希
学校教育課総務係長	磯 田 貴 博

17 / 17人

日 程

1. 開 会
2. 議事録承認
3. 教育長の報告
4. 議案案件
 - 議案第 6号 菊池市教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手續に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第 7号 菊池市立小中学校就学等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第 8号 菊池市招致外国青年就業規則を廃止する規則の制定について
 - 議案第 9号 菊池市地域人権教育指導員設置規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第10号 菊池市文化財保存整備費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第11号 生涯学習コーディネーターの設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第12号 菊池市文化振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
 - 議案第13号 菊池市無形民俗芸能団体活動補助金交付要綱の一部を改正する

- 要綱の制定について
- 議案第 14 号 菊池市文化芸術行事等出場報奨金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議案第 15 号 菊池市スポーツ優秀者懸垂幕等掲出に関する要綱の制定について
- 議案第 16 号 菊池市立図書館協議会規則の一部を改正する規則の制定について

5. 報告案件

- 報告第 3 号 菊池市内小中学校の不登校、いじめの状況（2022年1月末現在）
- 報告第 4 号 令和3年度「熊本県・菊池市 学力・学習状況調査」結果分析及び考察

6. その他

7. 教育委員会各課からの事務連絡等

①行事予定について

②次回の教育委員会議

令和4年3月22日（火）13：30～ キクロス大研修室

開会

音光寺教育長 皆さん、御起立をお願いします。

ただいまから、令和4年第2回菊池市教育委員会議を開会いたします。御着席ください。

では、会議次第に従い、会議録の承認についてを議題といたします。

教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、令和4年第1回菊池市教育委員会の会議録に記載した事項について異議はございませんか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 では、異議ありませんので、令和4年第1回菊池市教育委員会の会議録については、承認することに決定いたします。

続きまして、教育長の報告の前に、5番の報告案件の説明者である木村指導主事がどうしても外せない次の会議がありますので、先に報告案件第4号を報告いたします。

報告第4号、令和3年度「熊本県・菊池市学力・学習状況調査」結果分析及び考察の説明を事務局よりお願いいたします。

木村指導主事。

木村学校教育課指導主事 それでは、私のほうから、今年度12月に行われました熊本県、また、菊池市の学力・学習状況調査の結果と分析について報告をさせていただきます。

別冊の資料に沿って報告をさせていただきます。

本年度から県の学力調査に併せまして、県の学力調査で実施しない学年、それと教科について、菊池市学力調査として実施を行ったところです。

県の学力調査の対象は小学校は3年生から小学校6年生までで、教科は国語と算数及び児童質問紙調査です。中学校は1・2年生で、教科は国語、数学、英語及び生徒質問紙調査です。

菊池市学力調査は、小学校1・2年生の国語、算数と児童質問紙調査、小学校3年生から6年生までの社会と理科、中学校の1年生から2年生までの社会と理科ということになっております。

いずれも東京書籍作成の問題となっております。4月にも菊池市学力調査を同じ東京書籍の問題で行っておりますので、4月から12月までの短いスパンでのPDCAサイクルが可能となっております。

本日お渡ししております冊子は25ページにもわたるものとなっておりますので、本日は、大まかな概要というところで御説明をさせていただければと思っております。

まず、1ページ目を御覧ください。

まず、教科別の総合正答率についてです。左から、菊池市、目標値、評価、県平均。菊池市学力調査については全国平均ということになります。さらに、全国

の正答率を50とした時の換算値である標準スコアで分析のほうをしております。

目標値といいますのが、学習指導要領に示された内容について標準的な時間をかけて学んだ場合、設問ごとに正答できることを期待した児童生徒の割合を示したものとなります。正答率が目標値を5ポイント以上上回った場合は上向きの白の三角、目標値に対してプラスマイナス5ポイント未満のときにはニアリーイコール、5ポイント以上下回った場合は黒の下向きの三角ということで示しております。

目標値と比較してみますと、小学校については、おおむね良好な状況と言えます。経年比較で見ましても、特に小学校6年生では大きな伸びが見られたところでした。

中学校につきましては、次のページになります。特に数学と英語で課題が見られております。ただし、経年比較で見ますと、2年生の英語は確実な伸びが見られております。あと、2年生は、社会、理科についても4月と比べますと大きな伸びが見られる状況となっております。

3ページに移ります。

3ページは学年ごとの経年比較のグラフになります。小学校6年生と中学校2年生の英語に、確実な向上が見られております。一方で、小学校5年生と中学校1年生については学力の低下が表れております。各学校でしっかりと原因を探っていく必要があるかと思っております。また、改めて、中1ギャップについての解消には、意識して取り組む必要があると思っております。

続きまして、4ページに移ります。

4ページからは、学年ごとの概要を大まかに示したものになります。上段のグラフが正答率、下段のグラフが標準スコアということになります。小学校につきましては、2年生に課題が見られたところ。6年生の算数については、非常に高い成果が表れているところ。中学校は、特に数学に課題が見られているところ。

8ページを御覧ください。

8ページからは、各教科の課題についてまとめたものになります。

まず、国語に関しましては、小学校から中学校まで共通している課題としまして、話すこと、聞くこと、読むことが挙げられます。課題となる小問からも話を聞き取る、または、物語や説明文の内容を読み取る、こういった問題が目標値に達していない学年が多い結果となっております。

続きまして、算数、数学については、このチャート図からも全体的に課題があることが分かります。特に数と計算の領域では課題が見られております。中学校1・2年生では、数と式、関数の領域で共通して課題が見られております。両学年とも、チャート図からも明らかに全体的に課題が感じられ、早急な取組の改善が必要な状況となっております。

続きまして、英語になります。これは中学校だけということになります。1・2年生ともに、観点別に見ますと、知識・技能、領域別に見ますと、1年生で書

くこと、聞くこと、2年生では読むことで課題が見られております。

続きまして、11ページの下のほうになります。社会について、小学校3年生から中学校1年生まで、ここは思考・判断・表現の観点で課題が見られております。また、中学校では、歴史的分野に課題が見られました。

13ページになります。理科です。

理科については、観点別に見ますと、小学校では、思考・判断・表現、中学校では、1年生で思考・判断・表現、2年生で知識・技能の観点で課題が見られております。また、中学校での粒子、また、生命の領域で共通して課題が見られているところです。

続きまして、14ページを御覧ください。

質問紙調査、アイチェックの結果の概要になります。この質問内容は、小学校の低学年で54問、中学年で75問、小学校の高学年と中学生で93問の質問に回答していくというものになります。

15ページを見ていただくと、各学年の概要をまとめたものになります。

小学校と中学校で共通する成果としまして、友達の支え、感動体験、これらが全国に比べて高い数値が出ております。各学校で、仲間づくりであったり様々な体験活動等の取組の成果かなと思っているところです。

課題としまして、学習意欲の低下が挙げられます。特に小学校5年生から、その傾向が顕著に表れております。中学校では、学年が上がるにつれて学習意欲、学習習慣が低下する傾向が見られております。また、成功体験と自信、充実感と向上心についても同様のことが言えます。また、対人ストレスについても課題が見られているところです。

ただし、これはあくまでも市全体としての特徴となりますので、各学校でしっかり分析し、特徴をつかんでいただくことを各学校に促していきたいと思っております。

続きまして、17ページからが、本市の課題であります家庭学習や学習意欲に関する事項を掲載しております。

成果としまして、各学校の授業の予習や復習をする、また、勉強するときは自分で計画を立てている、こういった項目は全国とほぼ変わらない肯定率で結果が出ております。ただ、家庭学習についての1番の、「おうちで1週間に何日ぐらい勉強しますか」など、ほぼ毎日勉強すると回答した児童生徒の割合は、全国と比べて低い数値が出ております。また、中学校2年生につきましては、どの項目についても全国を下回っておりまして、学習習慣や学習意欲に対する課題が見られているところです。

20ページからは、自己肯定感に関する項目を掲載しております。

23ページからは、今後の各学校の取組の方向性について掲載をしているところです。

まずは、1番の各学校における分析をしっかりといただくと。各校で結果が大きく違いますので、学校ごとに分析をしていただく。また、東京書籍のほうがウェブシステムを使って細かい分析をしております。課題に応じて復習問題を配

付できるようなシステムもありますので、こういったものをしっかり活用していただくことを各学校に伝えていきたいと思っているところです。

二つ目に、授業改善の取組の充実というところで考えております。『熊本の学び』授業実践の7つのチェックリスト」というのがありますので、これを基に授業を振り返っていただくということを各学校にお願いをしているところです。

三つ目に、家庭学習方法の見直し。1人1台端末の活用も含めて、見直しをお願いしたところでした。

四つ目に、朝学習や放課後等での基礎学力向上の取組。特に基礎基本の定着というところが問題になっておりますので、特に算数であったり、英語であったりというところですね、朝の活動であったり放課後の活動を充実させていただくようにしております。

五つ目に、この調査の結果の小中連携をしっかり連携を組んでいただきたいと思っているところです。なかなかコロナ禍のために集まって共通理解をする場面というのが、本年度、昨年度と機会が減っておりますが、いろんなオンラインでも今できるようになっておりますので、連携の機会というのを設定していきたいと思っているところです。

六つ目に、校務分掌に応じたアイチェックの活用ということで、質問紙調査のほうに細かい分析がありますので、これをしっかり、特に学級担任のほうに活用していただくようお願いをしているところです。

最後に、学習意欲の低下が心配されますので、キャリア教育の充実を各学校でしっかり図っていただく。特にキャリアパスポート等を十分に活用しながら、学ぶ意味とかも考えながら、充実を図っていただきたいと思っているところです。

最後になります。

今後の菊池市の取組としてというところで、6点載せております。

まず1点目が、各学校におけるウェブシステムの活用ということで、先ほどの各学校へのお願いの1番と重なっているところもありますが、ウェブシステムをしっかり活用しながら、活用の仕方なんか提案をしていきたいと思っているところです。

二つ目に、1人1台端末、タブレットの積極的な活用の推進ということで、こんな活用もできるんだといういろんな提案ができればと思っているところです。市のほうにICT推進委員会もありますので、そちらでいろんな情報を集めながら、実践でというのを各学校にフォローをしていきたいと思っているところです。

三つ目に、分析例の周知、また、各学校分析方法の交流の場の設定で、令和元年度から東京書籍のほうの問題に代わって、莫大な資料が各学校に下りてきているところです。この莫大な資料がありますが、この活用の仕方について各学校とも連携を取りながら、どういった分析の方法がいいのか、教務主任研修会であったり研究主任の会議であったり、こういったところでまた検討をしていきたいと思っているところです。

四つ目に、授業力向上の実施と中堅教師の充実を図る取組ということで、今後も授業力向上推進事業に力を入れていく予定になっております。また、来年度は、

西留先生に学ぶ「アクティブな学び」を視点に授業改革を行っていく予定となっております。

五つ目に、ICT機器を効果的に活用した授業の改善ということで、こちらもしっかり取り組んでいきたいと思っているところです。

最後に、ESDの推進というところで、現学習指導要領の基盤となる持続可能な開発のための教育、ESDの推進を図って、各学校で、ESDやSDGsの視点を持った教育活動を展開することで、児童生徒の自己有用感を高めて、主体的な学習態度の醸成を図るといったところにつなげていきたいと考えているところです。

以上になりますが、このような数値的な結果が次見られますのが、4月下旬にまた実施されます菊池市学力・学習状況調査となります。今回の調査を一つの改善対策と捉えて、各学校でさらなる学力充実を図ってもらえるように、さらに指導に努めてまいりたいと思っているところです。

報告は以上になります。よろしくお願いいたします。

音光寺教育長 では、ただいまの報告について、質疑及び御意見等はありませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、またありましたら、後ほど意見交換のときにでも出していただければと思います。

では、3番目の教育長の報告のほうに移ります。

資料を御覧ください。

まず、1番目に教育長の動静ですけれども、新型コロナウイルス感染症対策のためにまん延防止等重点措置が行われたおかげで、様々な行事が中止になったり、オンラインになっております。

ただ、24日月曜日の公立高校の前期選抜については、予定どおり実施されております。

それと、未来塾の閉校式、人権教育など授業研究会等は中止になっております。

1月28日に行われました泗水西小学校の笑育の発表会、それと、2月7日、戸崎小学校、2月8日、七城小、菊之池小の笑育の発表会におきましてはオンラインで実施することができました。子供たちが本当によくネタを考えて、表現力豊かに発表している様子が伺えております。市長もとても喜んでいらっしゃいました。

2月3日には、第4回の教育支援委員会を行っております。

2月9日は、市長記者会見があっております。

2月10日が管内教育長・校長合同会議がオンラインで行われました。

14日が校長のヒアリング、15日が庁議、それと17日に行政改革推進本部が行われています。

18日金曜日から市議会が開会いたしました。

19日、キクロスまつりも残念ながら中止となっております。

本日が、オンラインで市内の小中学校の校長会議を行いました。それと万句のふるさと菊池の表彰式が残念ながら中止となっております。

では、2番目に、市内校長会議での連絡事項ということで、まず初めに、2月になりましたので、1年間のまとめと次年度の計画立案をお願いするというところで、1年間の総括を次年度にどうつなげるかをしっかり検討していただきたい、それと発展的な改革を目指していただきたいということで話をしています。

年間計画の見直し、行事予定とか年間指導計画等を今のうちにしっかりやっておくこと。

人事評価が、今から期末面談をされますので、先生方を伸ばす指導をお願いしますということ。

差別落書きが管内において起きております。このことにつきましても、学校で先生方への研修、児童生徒への指導、PTAの指導についてお願いしたところでございます。

もう1点、県の教育長の新年の挨拶について、別紙にありますが、この点についても話をしております。

新年の県の教育長の挨拶の中で次年度の県の施策の方針が、これに基づいてなされますので、校長先生方にお伝えしたところです。特に安心安全な学校づくりのところでは、いじめ・不登校への対応というところで、不登校児童生徒へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による支援を100%にする。2点目が、誰一人取り残さない学びの推進ということで、貧困の連鎖を教育で絶つということです。

中学校に上がると数学、英語の正答率が3割未満の生徒が増加する。それと、小学校低学年時点で貧困を背景に学力格差が生じている結果があるということで、小学校の早い段階から誰一人取り残さない学びを保障していくという施策をやるということだそうです。

裏のページを見てください。

ここに書いてありますように、今年は学びの保障として、特に低学年からの基礎学力の定着を図る授業改善や学習支援員の配置に取り組んでいくというようなことを話されております。学力向上としては、一人一人の学びを大切にされた授業改善とか、学力向上アドバイザーの派遣、それとスーパーティーチャーを増員するという方向で考えていらっしゃるみたいです。

3点目が、魅力ある県立学校づくりということで、入学希望者が増加した学科の割合が80%に達することを目指すということで、高校改革をされる話をされていますので、それらのことを踏まえて次年度の経営方針を考えていただきたいと思いますとお話をしております。

では、また資料に戻りまして、(2)の連絡事項につきましては、先ほど言いましたように、まん延防止等重点措置が3月6日まで延長されました。各学校では、学校閉鎖、学年閉鎖、学級閉鎖にしっかり対応していただきまして、また、学びを止めないために、オンラインで授業をされたりとかハイブリッドで授業を

されたりとか工夫していただいております。

そこで、出席停止等で学習できなかった児童生徒への学びの保障を計画的に行っていただきたいということで、欠席していたことでその学習が抜け落ちてしまわないように、ハイブリッドで大丈夫だということはありませんので、しっかり確認していただきまして、その学年で学ぶことはその学年でという話をしております。

2番目の学力向上につきましては、先ほど指導主事から報告があったことですので割愛させていただきます。

特に、裏面を見ていただくと、学校間較差とか同一学校での学年の較差、教科の較差が非常に大きいところがありましたので、経年変化や誤答を分析して早期課題の解決を図るということと、学習習慣を確立することをお願いしています。

基礎基本の定着にはタブレットを活用して、できないことを次の学年へ持ち越さない指導をお願いしております。

いじめ・不登校については、引き続きしていただくということと、人権教育については先ほど申したとおりです。

不祥事防止につきましては、本年度ゼロというところで頑張っていただいております。また、事務所のほうから、スクールセクハラゼロというのを県全体で取り組むということですので、各学校で研修をお願いしているところです。

働き方改革につきましては、産業医の面談を2名実施させていただきました。校長先生からさらに多くの先生に面談していただくことによってストレスを解消して、働きやすい環境をつくっていただきたい。

7番目に、その他として、英検の3級の取得者が昨年よりも増えております。中学校の取組の成果だと思っております。

また、あと今週の木曜、金曜日が公立高校の後期選抜試験になっておりますので、コロナによる対応等、早急な事案として対応するようにお願いしたところであります。

3番目の今後の予定としましては、24日に市議会の予算決算常任委員会がありますし、菊池市の特別支援教育の連絡協議会が行う予定です。

25日から一般質問があります。

28日の菊池女子高校の卒業式と1日の県立高校の卒業式は、来賓は呼ばないということになっております。

3日からは常任委員会があります。

4日が市内の中学校の卒業証書授与式でございます。委員の皆様には大変お世話になります。よろしく願いいたします。

7日も常任委員会があります。

9日が菊池市内の小中学校長会議、その後、教育論文の表彰式を予定しております。

10日が行政改革推進本部、11日に学校衛生委員会、13日に肥後古代の森協議会の菊之城跡周辺の確認調査報告講演会を予定しております。

15日に予算決算常任委員会と庁議が行われます。

17日に生涯学習推進本部会議と菊池市不登校対策協議会が予定されています。

19日に市議会の閉会です。

20日の桜マラソンの実走は中止で、オンラインのマラソンになるということ、音楽まつりは中止になっております。

22日が菊池市の教育委員会会議が予定されています。

以上報告いたします。

ただいまの報告について質疑等はありませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、ないようですので、これで教育長の報告については終わります。

では、4番目、議案案件のほうに移りたいと思います。

本日は、たくさんありますので、課ごとに一括した議題といたしたいと考えております。

議案第6号から議案第8号の学校教育課案件を一括議題とし、事務局から説明をお願いします。

村田課長。

村田学校教育課長 改めまして、こんにちは。学校教育課でございます。

議案6号から議案8号までを一括して説明させていただきます。

それでは、議案書の1ページをお願いします。

議案第6号、菊池市教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続に関する規則の一部を改正する規則の制定について御説明いたします。

今回の改正は、文言整理のため規則の一部改正をするものでございます。

新旧対照表によって御説明を申し上げます。

5ページの新旧対照表をお願いします。

第2条中の「規則」とあるのを、「教育委員会規則」と改めるものでございます。また、4ページの別記様式、指定管理者指定申請書の添付書類3、「法人にあっては、当該法人の登記事項証明書」に修正するものでございます。

議案第6号については以上でございます。

続きまして、6ページをお願いします。

議案第7号、菊池市立小中学校就学等に関する規則の一部を改正する規則の制定について御説明申し上げます。

議案第7号も議案第6号と同様の文言整理により、一部を改正するものでございます。

これも新旧対照表によって説明をいたします。本日追加で配付しております資料の54ページをお願いします。

第4条及び第9条については、条文中の「盲、聾者」を「視覚障がい又は聴覚障がいのある者」に改正するものでございます。第5条、第6条、第8条、第1

2条及び第13条については、条文への名称を追加するものでございます。第14条及び第16条は、上位法令の条文改正による修正でございます。第14条第2項及び第15条につきましては、「通知書」という文言を削除しております。

議案書の8ページから20ページまでは、それぞれの様式となっております。

第7号議案についての説明は以上となります。

続きまして、22ページをお願いします。

議案第8号、菊池市招致外国青年就業規則を廃止する規則の制定について御説明申し上げます。

この規則は、以前実施されておりましたJETプログラムによる外国語教育の充実のための外国人青年の招致就業されるための規則でございました。現在では、JETプログラムに代わってALTによる外国語教育となっております。今後はこの規則を適用させることがございませんので、今回廃止をするものでございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いします。

音光寺教育長 では、ただいまの説明について、御質疑及び御意見はありませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、質疑もないようですので採決いたします。

議案第6号から議案第8号は原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 異議なしと認め、議案第6号から議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたします。

では、続きまして、議案第9号から議案第14号の生涯学習課案件を一括議題とし、事務局から説明をお願いします。

古庄課長。

古庄生涯学習課長 生涯学習課でございます。よろしくお願いたします。

庁内全体の例規の見直しによりまして改正を行うものでございまして、本課につきましては、議案第9号から議案第14号までを一括して御説明させていただきます。

まず、議案書の24ページをお願いいたします。

議案第9号、菊池市地域人権教育指導員設置規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

提案理由としましては、文言整理のため規則の一部を改正する必要がある。これがこの規則案を提出する理由でございます。この提案理由につきましては、議

案第9号から議案第14号まで全て同じ提案理由になりますので、次号から説明を省略させていただきます。

内容につきましては、26ページ、新旧対照表をお願いいたします。

第3条の見出し及び同条中「委嘱」を「任用」に改める。第6条を削り、第7条を第6条とするものでございます。

なお、施行開始につきましては、議案第9号から議案第14号まで、規則の改正については公布の日、また、要綱の改正については告示の日から施行することとしております。

続きまして、27ページをお願いいたします。

議案第10号、菊池市文化財保存整備費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

内容につきましては、29ページ、新旧対照表をお願いいたします。

第3条第2項第2号中「収支予算書」を「補助事業に係る収支予算書」に改める。第6条第1号中「事業実績報告書」を「文化財保存整備費補助金事業実績報告書」に改め、同条第2号中「収支精算書」を「補助事業に係る収支精算書」に改める。

30ページ、様式第4号の中段のところに記載のあります「交付します」を「交付の決定をしたので通知します」に改めるものでございます。

続きまして、31ページをお願いいたします。

議案第11号、生涯学習コーディネーターの設置に関する規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

内容につきましては、33ページ、新旧対照表をお願いいたします。

第1条中「。以下「条例」という。」を削る。第4条中「委嘱」を「任用」に改めるものでございます。

続きまして、34ページをお願いいたします。

議案第12号、菊池市文化振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についてでございます。

内容につきましては、36ページ、新旧対照表をお願いいたします。

第1条中「平成19年規則1号」を「平成19年規則第1号」に改めるものでございます。

続きまして、37ページをお願いいたします。

議案第13号、菊池市無形民俗芸能団体活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についてでございます。

内容につきましては、42ページ、新旧対照表をお願いいたします。

第1条中「、「規則」を「規則」に改める。第4条中「の各号」を削る。第5条中「本要綱」を削り、「規則第3条第2項に定める」の次に「交付基準による」を加える。第6条第2号中「別紙1」を「様式第1号」に改める。第7条第2号中「別紙2」を「様式第2号」に改め、同条第4号中「要綱第4条、」を削り、「基づき、」を「規定する」に改め、「額の」の次に「第4条に規定する補助対象経費に係る」を加える。附則中「公布」を「告示」に改め、附則の次に、44

ページ、45ページの二つの様式を加えるものでございます。

最後に、46ページをお願いいたします。

議案第14号、菊池市文化芸術行事等出場報奨金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についてでございます。

内容につきましては、48ページ、新旧対照表をお願いいたします。

第2条第1項ただし書中「公的機関」の次に「又はこれに準ずる団体等」を加えるものでございます。

生涯学習課からの説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

音光寺教育長 では、ただいまの説明について、質疑及び御意見はありませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、質疑もないようですので採決いたします。

議案第9号から議案第14号は原案のとおり可決することに御異議はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 では、異議なしと認め、議案第9号から議案第14号は原案のとおり可決することに決定します。

では、続きまして、議案第15号を議題とし、事務局から説明をお願いします。
倉原課長。

倉原社会体育課長 社会体育課からです。よろしくをお願いいたします。

資料の49ページからになります。

議案第15号、菊池市スポーツ優秀者懸垂幕等掲出に関する要綱の制定について。

提案理由としましては、スポーツ優秀者懸垂幕等掲出に関する要綱に関し必要な事項を定める必要があるというものでございます。

50ページをお開きください。

菊池市スポーツ優秀者懸垂幕等掲出に関する要綱について、重要なところだけ読み上げますのでよろしくをお願いいたします。

まず、第1条です。趣旨としましては、「菊池市に在住する者又は菊池市の出身者等で、社会教育活動の一環として開催されるスポーツの国際大会及び全国大会等に出場し、優勝又は入賞し本市の名誉の高揚及びPRに貢献した者を、懸垂幕等を掲出することで称えること」としております。

次に第2条の対象者としましては、第1号「現に本市に住所を有する者又は過去に住所を有していた者」、第2号「本市に所在する事業所に勤務する者」、第3号「本市に所在する学校に在学する者」、第4号「その他特に市長が認める者」

としております。

第3条の基準としましてが、枠内の中の基準で、1、熊本県スポーツ優秀賞受賞者、2、国際オリンピック委員会が主催する夏季・冬季オリンピック、パラリンピック及びユースオリンピック出場者、3、国際競技団体が主催する世界選手権及び国際大会の1位から3位までの上位入賞者としております。

第4条の掲出場所に関しましては、菊池市の所有する敷地内としておりますので、本庁、支所、あとは総合体育館とかの市が所有するところに置けるようにしております。

第5条の制限におきましては、懸垂幕等の掲出を行わないものとしまして、法令等に違反するもの、また、営利、宗教活動に該当すると認められるもの、その他、懸垂幕等の掲出がふさわしくないものと市長が認めるものとしております。

附則としましては、この要綱は告示の日から施行するものとしております。

以上でございます。

音光寺教育長 では、この件に関しまして、御質問、御意見等ありませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、質疑もないようですので採決いたします。

議案第15号は原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 では、異議なしと認め、議案第15号は原案のとおり可決することに決定します。

次に、議案第16号を議題とし、事務局から説明をお願いします。

安永館長。

安永菊池市中央図書館長 図書館からです。議案第16号、51ページになります。

菊池市立図書館協議会規則の一部を改正する規則の制定について御説明をさせていただきます。

提案理由は、文言整理のため規則の一部を改正する必要があるためでございます。

53ページの新旧対照表を御覧ください。

第1条中「平成17年菊池市条例第83号」を「平成17年条例第83号」に、「基づき、」を「基づく」に改めるものでございます。次に、第2条第2項中「場合は、前項の規定」のところを「場合における前項の規定の適用については、同項」に改めます。それから、「と読み替えるもの」を削るということで、以上が文言整理による改正になります。

説明は以上でございます。

音光寺教育長 では、ただいまの説明について、質疑、御意見はありませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 それでは、質疑もないようですので採決いたします。

議案第16号は原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 では、異議なしと認め、議案第16号は原案のとおり可決することに決定します。

では、続きまして、報告案件のほうに移ります。

報告第3号、菊池市内小中学校の不登校、いじめの状況の説明を事務局よりお願いします。

長尾指導主事。

長尾学校教育課指導主事 失礼いたします。それでは、報告をいたします。お手元の資料を基に始めます。

1ページを御覧ください。

1段目のグラフですが、1月末時点での不登校児童生徒数は103名となりました。

2段目のグラフですが、1か月間で小学生が34名から37名で3名の増加、中学生が64名から66名で2名の増加となっています。一月で5名増加しています。

続きまして、2ページを御覧ください。

不登校傾向の児童生徒数ですが、1月末現在で小学生が25名、中学生が35名となっております。

2段目、3段目のグラフは、不登校103名と不登校傾向60名を、それぞれ学年別に見たものです。

資料の3ページは、不登校と不登校傾向の児童生徒を合わせた163名を学年別に見たものになります。

小学校4年生から6年生が増加傾向で、小学校6年生と中学校1年生を比較すると2倍に増加しているというふうになります。

下の表ですが、関係機関との連携率を載せています。直接的な支援ができていなくても、ケース会議等にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが助言や支援を行っている児童生徒数を改めて調査いたしましたところ、中学校がケース会議等で中学校のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携をしているというところが分かりましたので、12月と比較しますと連携率が増えているという状況になっております。

続きまして、4ページです。いじめの報告です。

すみません、資料の訂正になりますが、小学校が17件、中学校が1件となっておりますが、中学校は累計2件となっております。訂正をお願いします。

小学校は新規で8件、中学校は新規で1件の報告を受けています。

いじめ事案の新規報告件数が増加しているのは、熊本県が12月に実施しております、いじめアンケートと以前は言っておりましたけども、心のアンケートで把握されたものです。報告されたいじめについてですが、既に解消、解決されているものが多くて、学校には適切に対応していただくよう、改めてお願いをしているという状況となっております。

3段目のグラフですが、適応指導教室の利用状況を示しています。現在16名の児童生徒が申請をしております。

続いて、資料の5ページからです。

それぞれの適応指導教室の相談件数と相談内容を載せております。四つの適応指導教室の1月の相談件数は106件でした。

6ページになりますが、適応指導教室の相談の内訳で、一番多いのは生活習慣について、次いで学習・進路についてという相談です。

1月も適応指導教室に通う児童生徒、保護者に対して学習指導や相談を行ったり、児童生徒が通う学校との情報交換を行っておりまして、次年度への支援について個別の対応を行っている状況となっております。

続いては、7ページから9ページにかけてですが、心の教室相談状況を載せています。

1月の心の教室の相談件数は134件となっております。

業務の内容についてですが、欠席や遅刻をして登校する生徒など、それぞれに対応したり、知り得た情報を担任の先生や関係職員と情報を共有したり、連携を図りながら相談体制を取っている状況です。

該当校の相談件数は13件で、不登校児童の教育相談、それと保健室での対応が主な活動内容でございました。

続きまして、9ページを御覧ください。

2段目のグラフはスクールソーシャルワーカーの相談件数、相談となります。

1月は21件の相談で、主に5名の児童生徒の支援を行っています。学校訪問や電話による情報提供や情報共有を行っています。

学校支援コーディネーターの相談対応件数は45件となっております。適応指導教室相談員、子育て支援課、菊池市に配置されているスクールソーシャルワーカーと連絡調整を行い、情報を共有しており、1月の不登校に関する相談を中心に関わっております。

報告は以上となります。

音光寺教育長 では、ただいまの報告について、質疑及び御意見はございませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、次にその他に入ります。事務局のほうから何かありますか。

事務局 ありません。

音光寺教育長 では、ないようですので、本日の委員会をこれで閉会いたします。
皆さん、御起立をお願いします。
お疲れさまでした。

— 了 —